

都市整備局物品買入等比較見積実施要領

制 定 平成 30 年 3 月 30 日
改 正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 都市整備局が発注する契約において、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、物品買入等の比較見積の実施について、必要事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 比較見積を行う契約は、都市整備局が発注する物品の買入及び借入契約並びに印刷、製本、修繕の請負契約のうち、予定価格が 10 万円以下の案件とする。なお、特名随意契約案件又は都市整備局契約事務審査会において比較見積になじまないと判断された案件については、対象外とする。

(比較見積対象者)

第3条 比較見積対象者は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たしており、かつ大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者とする。

- (1) 入札参加資格を承認した種目（以下「承認種目」という。ただし、項目がある種目については、その項目。以下同じ。）について、すでに都市整備局に比較見積の参加の希望を申し出た者であり、当該年度の大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）。
- (2) 承認種目について、別紙申請書において比較見積の参加を申し出た有資格者。
- (3) 承認種目において、都市整備局が発注担当局として執行している電子入札に参加した有資格者。
- (4) 上記（1）～（3）に該当する者がいない場合については、総務部総務課において、選定した有資格者。

(選定方法)

第4条 見積徵取の相手方の選定については、比較見積対象者から原則 3 者以上選定することとする。なお、これにより難い場合は少なくとも 2 者以上選定することとする。選定に際しては特定の業者に偏ることのないよう、同じ承認種目において比較見積を実施の都度、見積徵取の相手方を変更するものとする。

- 2 競争性が阻害されない範囲で、優良な地元中小企業者の育成の観点から市内本店中小企業者に優先的に発注することとする。

(見積書徴取の方法)

第5条 見積書を徴取する際は、当該比較見積に必要な事項を記載した仕様書等を提示し、見積書の提出期限を定めたうえで、提出を求めるものとする。

(見積書の様式)

第6条 見積りは書面によるものとする。ただし、様式は問わない。

(見積書の提出方法)

第7条 見積書の提出方法は原則として FAX 又は E-mail とするが、持参又は郵便によることも可とし、電話等の口頭による見積りは不可とする。

(見積書の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は見積書を無効とする。

- (1) 指定の日時までに提出されず、又は到達しなかった場合
- (2) 見積者の記名押印がない場合
- (3) 案件名称、見積金額又は見積者の氏名押印部分が識別し難い場合
- (4) 見積金額の訂正、削除、挿入等に見積者の訂正印がない場合
- (5) 見積書提出後、契約の相手方の決定までの間に見積書を提出した者が大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
- (6) その他見積りに関する条件に違反した場合

(契約の相手方の決定)

第9条 徴取した見積者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とするものとする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積者が2者以上あるときは、減価交渉の余地があるかを見積者に確認する。減価交渉の余地がある場合は、減価交渉（再見積の徴取）を行い、契約の相手方を決定するものとする。減価交渉の余地がない場合は、くじにより順位を決め、契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるとき、都市整備局長は、その者に代わり当該比較見積を行う契約に係る都市整備局の職員をしてくじを引かせるものとする。

3 最低見積価格が予定価格を超えている場合は、当該最低価格見積者と価格交渉を行い、契約の相手方を決定するものとする。

(契約の相手方に対する通知)

第10条 契約の相手方が決定したときは、速やかにその旨を見積者全員に通知する。

(比較見積の不成立)

第11条 第9条第3項において価格交渉の結果、交渉が成立しない場合は当該比較見積が成立しないものとする。

(再度の比較見積)

第12条 比較見積を行った結果、契約の相手方が決定しない場合又は不成立になった場合は、見積徵取の相手方を変更して再度比較見積を行うものとする。

(契約の締結)

第13条 契約の相手方となった者は、契約規則第34条第2項に基づく都市整備局所定の見積書に記名及び押印のうえ提出し、都市整備局長の承認を得ることにより契約の締結をするものとする。なお、契約にあたって見積書を使用する場合、仕様書等を当該見積書に添付し、割印を押印するものとする。

(契約の解除)

第14条 契約の相手方の決定後、契約の締結までの間に、契約の相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。

2 契約締結後、契約履行期間中に契約の相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。

(比較見積参加申請方法)

第15条 別紙申請書に必要事項を記入し、都市整備局総務部総務課（契約グループ）へ持参又は郵送により提出することとする。FAX又はE-mailによる提出も可とする。なお、既に参加の希望を申し出た有資格者についても、変更及び追加のある場合は別紙申請書を提出することとする。

(その他)

第16条 都市整備局長が特に必要があると認めるときは、この要領と異なる取扱いをすることができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。